

令和 6 年度奈良県食品衛生監視指導計画（案）の概要

食品衛生法第 24 条の規定により、令和 6 年度奈良県食品衛生監視指導計画を策定します。

1 目的

食品衛生を確保することにより、県民の健康の保護を目的とします。

2 実施対象

奈良県内全域（奈良市を除く）

3 実施期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 1 年間

4 監視指導実施にあたっての基本方針

- （１）食品に起因する健康危害の防止に努めます。
- （２）食品等の規格基準、食品表示基準を遵守するよう監視指導を徹底します。
- （３）食の安全安心に関する情報発信と食品衛生知識の普及啓発の推進に努めます。
- （４）食品等事業者の自主衛生管理の促進及び HACCP に沿った衛生管理の実施確認に努めます。
- （５）食品の試験検査の実施に努めます。

5 実施体制

- （１）県内の 3 保健所（郡山、中和、吉野）と出張所（五條出張所）及び食品衛生検査所の食品衛生監視員、と畜検査員及び食鳥検査員が、施設及び食品等事業者に対し直接、監視指導を実施します。
- （２）県内の 2 か所の食品衛生検査所（保健研究センター、食品衛生検査所）が食品に係る試験検査を実施します。
- （３）文化・教育・くらし創造部消費・生活安全課が監視指導の策定、県民への食品衛生に関する情報提供や公表及び国、地方自治体及び県庁内関係部局等との連絡調整を実施します。

6 昨年度からの主な変更点

事項	変更内容	変更箇所
第2 監視指導の実施に対する事項		
2 重点的に監視指導を実施すべき項目	食中毒発生防止対策に関する事項について、腸管出血性大腸菌及び寄生虫による食中毒について直近の発生状況を反映した内容に修正	P7
3 施設への立入検査及び食品等の検査に関する事項	事業譲渡の届出についての記載を追記 放射性物質の収去中止により記載を削除	P8～P9
4 違反を発見した場合の対応	自主回収報告制度について記載	P9
5 一斉取締りの実施に関する事項	具体的な時期を追記	P10
第5 情報提供及び意見交換(リスクコミュニケーション)の実施に関する事項		
2 県民との意見交換(リスクコミュニケーション)	こども食堂に対する周知と追加	P14
別表1		
	大阪・関西万博を見据えた監視指導について追記	P16
別表2		
外部機関で実施する収去検査	アレルギー検査にくるみを追記	P19
用語集		
	特定原材料を追加	P23

7 収去検体数について

保健研究センター実施分

令和5年度 総体371検体

令和6年度 総体317検体

市場食品検査課実施分

令和5年度 総体429検体

令和6年度 総体419検体

外部検査機関実施分

令和5年度 総体4検体

令和6年度 総体4検体

参考

関係機関の連携体制

